

苫小牧工業高等専門学校公開講座講習料規程

規則第32号

制 定 平成6年4月1日
一部改正 平成14年2月28日
一部改正 平成21年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、苫小牧工業高等専門学校学則（昭和39年4月1日制定）第54条第2項の規定に基づき、苫小牧工業高等専門学校において実施する公開講座の講習料について定めるものである。

(講習料の額)

第2条 講習料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）に係る通達等に定める額とする。

(講習料の徴収等)

第3条 講習料は、公開講座の受講の申請を受理するときに徴収するものとする。
2 既納の講習料は、返還しない。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年2月28日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。